

●香川県告示第334号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成29年11月10日から同年12月1日まで一般の縦覧に供する。

平成29年11月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 太田上町志度線（147号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市前田東町字道南1223番8 地先から 高松市亀田町字金崎385番1地 先まで	13.4~15.2	15	平成17年香川県告示第802号 で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成29年11月10日